

インフルエンザ等登園届（保護者記入）

認定こども園 弥富はばたき幼稚園長殿

園児氏名 _____

年 月 日 生

令和 年 月 日（医療機関名） _____ において
インフルエンザ（A型・B型・不明）・新型コロナウイルス感染症と診断されました。（該当する診断を○で囲んでください）

（発症日 令和 年 月 日）

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。

保護者名 _____

『登園のめやす』（学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間）

- インフルエンザ「発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過」
- 新型コロナウイルス感染症「発症後 5 日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後 1 日を経過」

発症後 日数	体温測定日	朝の測定時間・体温	夕の測定時間・体温	解熱剤使用 の有無	咳の有無	食欲の有無
0日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
1日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
2日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
3日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
4日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
5日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
6日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
7日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
8日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
9日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有
10日目	月 日	時 分 °C	時 分 °C	無・有	無・有	無・有

※体温等の記入漏れがないように注意してください。

（注意）6日目の夕方に解熱しても7日目の朝までだと24時間を経過したことにはなりません。この場合、登園できるのは8日目となります。

※日数の数え方については、裏面をご覧ください。

○インフルエンザ

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで」と定められています。インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。

以下は日数計算の例ですので参考としてください。

インフルエンザ	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発熱後1日で解熱	発熱	解熱	発症後5日以内であるため登所不可				登所可能				
発熱後 6 日で解熱	発熱						解熱	解熱後3日経過		登所可能	

※ なお「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。

また、解熱の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。

○ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間は「発症後 5 日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後 1 日を経過」と定められています。インフルエンザと同様に日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。

新型コロナウイルス 感染症	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱後1日で解熱	発熱	軽快	発症後5日以内であるため登所不可			登所可能			
発熱後 6 日で解熱	発熱						軽快	軽快後 1 日経過	登所可能

※ なお「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。